

平成28年度「東京都環境審議会」
水質土壌部会（第2回）

速 記 録

平成28年10月19日（水）

都庁第二本庁舎31階特別会議室22

(午前9時55分開会)

○藤本環境政策課長 おはようございます。

定刻前でございますが、皆様お集まりですので、ただいまから第2回「水質土壌部会」を開催したいと思います。

委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

まず、定足数の確認をさせていただきます。

当部会の構成員は5名でございますので、本日、全員御出席いただいておりますので、審議会規則に定める定足数の過半数の3名に達していることを御報告させていただきます。

また、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、座席表、資料1から11まで、参考資料も1から10までを机の上に置かせていただいております。また、前回の部会の配付資料も一部、机の端に御用意させていただいております。万一、審議中でも結構ですので、過不足等ございましたらお知らせいただければと思っております。

それでは、これからの進行につきましては、部会長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○古米水質土壌部会長 皆様、おはようございます。

きょうの部会は第2回目ですけれども、審議の内容は前回第1回の部会で議論させていただいた「(1) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定及び指定の見直しについて」ということで、前回の議論を踏まえて修正案ができたということで、今回確定していくことが1つ目です。

2つ目は、10月12日付で知事から諮問された「(2) 第8次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」ということで、閉鎖性水域である東京湾の汚濁を防止するための汚濁負荷削減計画を国の指示に従って策定することです。その設定をどうするかという議論でございます。

きょうは資料がたくさんありますけれども、効率よくやって早く終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第「(1) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定及び指定の見直しについて」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○関水環境課長 水環境課長の関でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定及び指定の見直し」ということで御説明をさせていただきます。着席をして説明をさせていただきます。

お手元の資料に沿って御説明をさせていただきますが、こちらの資料1と資料2をもちまして、中間のまとめとさせていただきます。今後パブリックコメントにかける資料ということで御用意をしたものでございまして、こちらをもとに御説明をさせていただきます。

まず、資料1でございまして、こちらは前回の部会資料をもとに作成しておりまして、根拠の法令ですとか、あるいは検討対象水域や指定（案）の作成方針を改めて簡潔にまとめたものでございます。

資料2は、水域類型の新規の指定、それから指定の見直しの案をまとめたものでございます。

それでは、資料2の1ページ目の「1 総括表」をまずご覧いただけますでしょうか。

前回の7月の部会のときには、平成26年度までの水質測定データをもとに作成し御説明をさせていただきましたのですが、その後、ことしの9月に平成27年度、一番直近の公共用水域の水質測定結果というものがまとまりまして、都として公表させていただきました。

その結果、27年度までのデータも踏まえまして、前回の部会の指定（案）から類型の変更を御議論をいただく必要がある水域が生じておりまして、その点を中心に御説明をさせていただきます。

お手元の資料2の赤字の部分で、7月時点の案からの変更点を矢印でお示しをしているものでございます。最上位のAAの類型からC類型までは指定（案）の数が若干変更になってございまして、D類型の数は変更なしということでございます。そこで、どの水域について変更したかということについて、2ページ目の「2 水域類型の指定及び指定見直し（案）」のところをご覧いただければと思います。

前回の部会から類型指定の案を変更いたしたい水域といたしましては、ナンバーでいいますと12番の横十間川、それから18番の内川、45番の成木川でございます。

横十間川はもともと、水質の改善によってA類型相当に見直したいということでございましたが、それをB類型に見直す形にいたしたいと。

内川につきましては、水質改善の結果、A類型に見直したいと御説明いたしましたが、C類型に据え置きたいということでございます。

最後に成木川につきましては、もともとAA類型に見直したいという案を、A類型に据え置くということで変更いたしたいというものでございます。

ほかの水域につきましては、前回の部会でお示した案のとおりとなっております。

次に3ページ目の「3 水域類型の新規指定（案）」のところをご覧くださいますと、前回、御議論をいただきましたものを一表の形でまとめさせていただいております。前回、資料の中では主にBODの項目だけで御説明をさせていただきましたが、参考資料に含めたpHですとかDOといったようなデータも含めて、お示しをさせていただいて、考え方をまとめさせていただきました。3ページ目が新規指定、4～5ページ目が23区の河川、それから6～7ページ目が多摩地域の河川の見直し（案）という構成になっております。

具体的に資料の4ページ目、23区の「水域類型の指定の見直し（案）」をご覧くださいければと思いますが、前回の部会から修正をいたしました箇所を赤字でお示しいたしております。先ほど申しましたように、12番の横十間川につきましては、前回の指定（案）ではA類型に見直すという案でございましたが、平成27年度のBOD75%値が2.2mg/Lということで、A類型の基準値2mg/Lを超えておりますことで、1段階低いB類型に指定（案）を修正いたしたいというものでございます。

18番の内川でございますが、前回の指定（案）ではA類型に見直したいというものでございましたが、平成27年度のBOD75%値が3.2mg/Lということで、A類型の基準値、それからB類型の基準値ともに超えているということで、C類型ということでこちらは据え置きたいというものでございます。

さらに6ページをご覧くださいまして、45番の成木川でございますが、成木川につきましては、前回の指定（案）ではAA類型に見直したいというものでしたが、平成27年度のBOD75%値が1.1mg/Lで、AA類型の基準値1mg/Lを超えているということから、A類型に据え置くということで案を修正しているものでございます。

そこで個別の河川につきまして若干詳しい御説明を差し上げますと、資料3をご覧くださいませでしょうか。それぞれの水域につきまして、1年間のBOD75%値のデータを毎月ごとにまとめたものでございまして、22年～27年までの6カ年のデータをプロットしております。

横十間川につきましては、27年度の数値は他の年度の数値と大きな差が見られなかったと。過去の変動幅の中である程度、27年度の値が上がったものと考えられますので、この点は27年度のデータも考慮いたしまして、類型指定の見直し（案）を変更したというものでございます。

内川につきましては、平成27年度の値は他の年度に比べて全体的に高めでございました。内川は平成27年度に水門を閉めていた期間というものがかかりございまして、その影響があったものと思われまます。内川は1.5km余りと、河川延長が短い河川でございます。そのため水

門を閉鎖することによって、河川の状況の変化というものが水質に影響しやすいということと考えられます。このこと自体が内川という河川の特徴として捉えまして、ほかの年度と比べますと、若干特殊事情等があったのかもしれませんが、平成27年度のデータも考慮いたしまして、類型指定の見直しとしては、こちらはC類型に据え置くという案に整理させていただいたものでございます。

最後の成木川でございますけれども、平成27年度の数値と他の年度の数値に特徴の大きな差は見られなかったということで、1mgを超えた回数が若干多かったというような状況でございます。この点はほかの年度との大きな特徴の差はないということで、この27年度までのデータを考慮いたしまして、類型指定の見直し（案）としましては、A類型に据え置くという案に再度整理させていただいたものでございます。

案の御説明としては今27年度のデータを踏まえた形で修正をいたしたい河川の部分を中心に御説明をさせていただきましたが、それ以外の部分の類型指定の考え方は、それぞれ23区の部分は5ページ、それから多摩地域の部分は7ページということで、特に注記が必要な河川について、考え方を簡潔にまとめたものを記載して、こちらでもってパブリックコメントの際にも説明していきたいと考えております。

後ほど総量削減の部分もあわせてスケジュールは御説明をいたしますが、おおむね案が固まりましたら、11月ごろにパブリックコメントをかけたいと。そのパブコメの結果も踏まえて、また御審議をいただきたいと考えております。

続いて補足の御説明を若干させていただきます。前回、部会の御審議の際にいろいろと御質問をいただきました部分でございますけれども、まず、現状水質の判断をする際にBODの項目を中心に見ていきますが、BOD以外の水質項目について特段考慮していない点について、それはなぜなのかというものです。

例えば、23区の部分ですと5ページ目の「○BOD以外の水質項目について」にまとめさせていただいております。pHそれからSSにつきましては、5年間の年平均値は類型の基準値を満足していたという状況でございます。溶存酸素（DO）につきましては、指定の見直しの基準値を満足していない水域がございましたが、こちらは干潮河川ということで、海水の流入が原因と考えられますので、この点は現状水質の判断において考慮しなかったというものでございます。

最後に、大腸菌群数でございますけれども、もともと大腸菌群数は水中ですとか土壌中に生息する自然由来の細菌類も含んでおります。このため必ずしも糞便性の汚染を引き起こす

細菌のみの数をカウントしているというものではございません。都内では下水道の普及によりまして、糞便性汚濁が生じる状況にはないこと、雨天時の問題でございますけれども、基本的に糞便性汚濁の生じる状況にないという点を考慮しまして、大腸菌群数に関しましては現状水質の判断の項目として用いていないという整理でございます。

それから前回、御議論をいただいた際に城南三河川、それから立会川についてもいろいろと御質問をいただきました。この点につきまして簡単にまとめさせていただきます。

まず城南三河川でございますけれども、こちらの三河川は表層は下水高度処理水の導水、下層は海水の影響を受けるということから、その比重の違いから両方の水が混合せずに表層と下層の水質が異なる状態となっております。

河川の水質は、もともと表層と下層の水質に違いがないという前提で表層の水質で判断をしているものでございますが、表層と下層で水質が異なる場合には、海域や湖は表層と下層の平均、すなわち全層の水質で判断しているという考え方を準用というか、そのような判断を参考にいたしまして、全層の水質で評価することが妥当と考えまして、整理をさせていただきます。

それから、立会川でございますけれども、立会川は表層は地下漏れい水の導水、下層は海水の影響を受けているということで、表層と下層の水質が異なる状態となっております。ただ、立会川につきましては、表層の導水というものは下水の高度処理水等の導水とは異なりまして、JRという大きな民間企業の取組ではございますが、行政の取組ではないということ踏まえまして、立会川に関しては、もともとの河川特有の水質であると考えられる下層の水質で、現状水質を判断するというものでございます。

改めて、こちらの3河川、それから立会川の部分の案の考え方は以上でございます。補足の説明でございました。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の見直し（案）、修正案というか新しいデータが取れたことを受けて、最新の情報を追加した上での見直し（案）が出てまいりましたが、何が御質問・御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小野委員 すみません。

○古米水質土壌部会長 どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

方針案をこれまでのルールどおりで考えて、新しいデータで見直したという方針は大変い

いと思います。

ちょっと内川について質問なのですが、ここは類型が最初の案がAだったのですが、Cという据え置きになると思うのですが、このデータを見ますとBODが2を超えている期間が平成27年度では結構ありますね。半分以上超えていまして、これは水門の閉鎖等の期間が例年より長くなったということで理解してよいのかということと、その水門の閉鎖というのはこれからもずっと続くという、何かその外的要因が変わったのかどうかをちょっと教えてください。

○関水環境課長 27年度は水門を閉鎖している期間がかなり長期間に及んでいたということでございます。その状況というものはあくまで27年度のその1カ年における特殊な要因と考えてございますが、基本的にはたびたび起こるような状況ではないと考えてはおるのですが、そういった短い河川で水門を閉め切るとなかなか水の流動が起こりにくいということ自体が河川に固有の特徴であるということ捉えて、特殊要因ではあったかもしれませんが、その点も含めて水質を判断したほうがいいのかという案でございます。

○小野委員 私も内川自体の類型がCであることに関しては妥当かなという判断でした。なので大丈夫です。今の説明で分かりました。

ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ほかに何か御質問・御意見。先ほど説明があったように、資料1と資料2というものが修正案ですが、赤字のところは最終的に決定されると黒字になります。それを皆さんに公開して御意見をいただくことになります。その観点からも、より分かりやすい形で示して皆さんに御理解いただいて、判断を示すということも重要な視点です。何か御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

寺浦委員、どうぞ。

○寺浦委員 前回述べさせていただいた「BOD以外の水質項目について」というところについて御配慮いただいてきちんと確認をいただいたという点は、非常によい対応していただいたと思っております。これを資料に示していただいたというところも大変よかったと思っております。

ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。私からよろしいですか。

前回の議論を受けて説明も追加いただきましたし、最新データが出たということ反映したのは非常に重要なことで、できるだけ近々の情報を使いながら判断したということで、判

断基準も方針としても正しい。ただ、気になる点は先ほど出たように、内川の件は水門を閉鎖している期間が少しでも短くなるとB類型でもよいのではないかなという気もしないわけではありません。そういった変動要因があるという理由で一応据え置くという判断ですが、その水門の開閉みたいなものが今後変わるようであれば、例えば、いつも開けるようなことになれば必然的に評価が変わってくるというように私は理解させていただきました。

表現というか、判断基準で幾つか分からなかった点として、先ほど、BOD以外の水質項目の説明のところで、指定見直し（案）の23区の河川は今まで指定類型がC以下だったので、大腸菌群数のデータがないということなのですね。だけど「考慮しなかった」というのではなくて、「測定データがないから考慮できない」という表現のほうが正しいと思います。今後は類型が変わりますので、大腸菌群のデータが出てくることになります。大腸菌群数の基準自体に、衛生指標としての問題点があることは今、議論されているので、ここに書いていることが間違っているわけではないのですけれども、それを理由にこの説明を読まれ、大腸菌群数はいいかげんな基準なのだなと住民に思われてしまうと、私は現在の時点では微妙だと思います。「データ数がなく判断には使えない」というだけの記載のほうが、23区については妥当なのではないかなと。多摩地域の河川については大腸菌群数のデータはあるので、それについてはCとかバーはありますけれども、少なくともデータはあるので、そちらのほうは特段表現は変わらないかなと思います。これが2つ目です。

3つ目は、古川については全層のデータがなかったので、指定見直しは行わないという表現は、ちょっと私としては後ろ向きな雰囲気を感じていて、ほかの2河川と同様に表層と低層を今後は測定して見直しを検討したいと。今回はデータがなかったので、ほかの2河川、城南3河川のうちの20、21はデータがあったからそういうような基準で判断したけれども、古川についてはなかったので、今後測定して検討したいというような前向きな表現のほうがいいかなと思います。

○関水環境課長 分かりました。ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 あと細かいことですが、4ページの表の右側のほうの「現状水質の類型」というところで（注3）がありますけれども、この（注3）というのはBOD最大値の話と、大腸菌群数は23区の水域が全てC類型であった。この2つを示すためにここについていると思うのですが、できれば（注3）はBOD最大値、（注4）を大腸菌群数というように分けて書いたほうがよいと思います。この（注）に関連して、pHとかDOだとかSSは何なのみたいと言われるので、できるだけ読んだ方がずっと理解できるような資料にするというのではない

いかなと思います。

記述の話ですので、特にお答えは不要だと思いますけれども、大腸菌のところの表現についてはちょっと工夫の余地があるかなと思います。

○関水環境課長 ありがとうございます。

○寺浦委員 質問ですが。

○古米水質土壌部会長 どうぞ。

○寺浦委員 そうすると、ここの「BOD最大値」のところは過去5年間の最大値となっているので、平成27年までを踏まえて23～27年のという形に、そういう整理になるのですか。今は22年から26年の過去5年間ということですが。

○関水環境課長 ここの一番右側のブロックといいたいでしょうか。その左側にございます「類型」と書かれている箇所。その左隣にある「BOD最大値」が22～26年の5カ年のデータの中の最大値という意味でございまして、27年のデータは2つ隣の「H27 BOD75%値」が27年度のデータに書き分けてございます。

○小野委員 では、パブコメで見せるスタイルのBODの値が2列並ぶという理解でよろしいのですかね。

○古米水質土壌部会長 そうではなくて、今度はここが23～27年の最大値が出てくるのですよね。

○小野委員 そういうことですよ。

○関水環境課長 そうですね。今回、部会で御審議いただくためにそこは分かりやすく書き分けておりますが。

○志村自然環境部長 全体は前のデータで出したものですから、今回は27年度が追加されたのでこのように2つ載せたのですけれども、パブリックコメントで出すときは統一し、整理して5カ年間、23～27年度になります。

○古米水質土壌部会長 赤い文字のところは、必然的にパブコメ、最終案の時には、ちゃんと整理し直したもので表記したいと思います。

○小野委員 それなら分かりやすくていいかなと思います。

○古米水質土壌部会長 これは、前回からどう変わったかを議論するための部会用の資料です。

○小野委員 その確認でした。

○寺浦委員 単にその確認でした。ありがとうございます。

○古米水質土壤部会長 ほかにいかがでしょうか。もう一点私からいいですか。

今気づいたのだけれども、前の部会ときには東京都全体に川の絵があって、ここが何々川ですよとあって、ここがA類型ですよ、B類型ですよという地図がありました。今後、こういう指定に変わりますよというように、住民の人たちに東京都の川を知っていただくいいチャンスだから、今のこの資料だと味気なく、文字と数値ばかりなので、前はこうだったのが少し基準が変わるのだなみたいな喜びのあるような図を入れていただけませんか。

○関水環境課長 済みません。今回、参考資料につけさせていただいた図面がございまして、パブリックコメントの際には図面をきちんと添付した形でお示しをしたいと思います。恐れ入ります。

○古米水質土壤部会長 分かりました。

ぜひ、どの河川が新規に指定されたとか、そういうのが分かるといいかな。

ほかにございせんでしょうか。

○寺浦委員 資料1のほうは、これから御説明があるのですか。それとも、ここで今、御一緒でよろしいのですかね。前回の資料1から記載方法が、前は資料5だったのですか、それが変わっていますよね。

○古米水質土壤部会長 変わっています。

○寺浦委員 変わっていますね。

○古米水質土壤部会長 前回の資料、資料1は前回の説明と内容的に変わっていますか。

○関水環境課長 若干、表現を整理したところはございますが、基本的な部分は特段修正はしてございません。

○古米水質土壤部会長 全く一緒ではないね。

○関水環境課長 はい。前回、大まかな制度の概要の部分を資料5ということにさせていただいて、その細かい部分も含めて根拠になっているものや、そのようなものを資料6にまとめさせていただいたのですが、そこの資料6のエッセンスの部分も含めて、あわせて資料1に記載をさせていただいたような形になっております。

○古米水質土壤部会長 ということで、もし、資料1のほうも公開されますから、何かお気づきの点があれば。

○寺浦委員 前回から変わったところでちょっと質問したかったのが、新しい資料1ですと、一番最後の4ページの「(2) 指定及び指定の見直し(案)の作成方針」の2、これもBOD以外の項目のところの書き方。前は「注」で「環境省はBOD以外の項目を水質判断に利用していな

い」という一文がありましたが、今はそれがなくなっているのです、そのところは確認されてそういうことを環境省が公表していないから削除されたのか、それともあるのだけれども記載しないこととしたのか、どういうことなのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○関水環境課長 実際のところ、環境省も類型の見直しをする際には、BODの項目を基本的にはその環境基準の判断をする際に用いているものなので、BODで見直し（案）の整理をしているというような説明しかしていないのですが、そのところは考え方を十分整理した上でなされている説明というよりは、結局、環境省が判断に用いているからというところだけでございましたので、改めて私どもとして、個別にDOですとか、SSですとかを個別に見ていったときに、どういう状況なのかというものを踏まえた御説明をきちんと書くということが基本ということで、整理をさせていただいてございます。

○寺浦委員 ですから、資料としてそこに記載するというのはちょっとやめておきましょうということですよ。

○関水環境課長 そうですね。

○古米水質土壌部会長 よろしいですか。

○寺浦委員 はい。

○古米水質土壌部会長 ほかに何かございますでしょうか。

なければ、今までのこの原案のとおりということで、修正の議論をした資料を最終案として取りまとめるということと、分かりやすいような地図等も、参考資料等も工夫いただくということで、事務局で整理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○関水環境課長 ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 それでは、議題の「（2）第8次水質総量削減計画の策定及び総量基準の設定について」ということで、同じように事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○関水環境課長 それでは引き続き、総量規制の説明に入らせていただきます。

まず、総量削減計画の御説明でございますが、総量削減計画は水質汚濁防止法に基づき、5年に1度、知事が策定をする計画となっております。また、総量規制の対象事業場の汚濁負荷の排出の許容限度を定める基準値の設定につきましても、この計画の策定とあわせて設定をします。大まかに申しまして論点が2つございます。計画の策定、及び基準の設定に当たりまして御審議をお願いしたいと存じます。

まず、制度の概要について御説明をいたしますが、資料8-1をご覧くださいませでしょうか。

「総量削減計画（案）補足資料（その1）」でございます。

1ページをご覧ください。「総量削減制度」は、東京湾などの閉鎖性水域を対象といたしまして、もともと排水の濃度を規制する濃度規制が水質汚濁防止法に基づき行われていますが、それに加えて、閉鎖性水域の水質改善が過去に進まなかった状況を踏まえて、排出する汚濁負荷の総量を制限することにより、水質の改善を目指す制度でございます。昭和54年度の制度開始以来、これまで7次にわたり計画の策定を行っております。

まず、法に基づきまして、環境大臣が各水域別に総量削減基本方針を策定いたしまして、関係都府県の知事にこれを通知いたします。東京湾に係る今回の第8次の国が示しました「総量削減基本方針」につきましては、お手元の資料8-3を添付をさせていただいております。

総量削減基本方針は、対象物質の化学的酸素要求量（COD）、それから窒素含有量、りん含有量と、この3つの項目につきまして東京湾全体の削減目標量が示されまして、この値をもとに東京湾に係る自治体、都の他に周辺3県がございますが、この1都3県別に削減目標量が割り当てをされております。

続きまして、目標達成のために、例えば下水道の整備のような削減の方途がこの方針の中に示されてございます。

今回、第8次につきましては、平成31年度が目標年度となっており、この基本方針をもとに各都県知事が「第8次総量削減計画」を定めてまいります。「総量削減計画」は、総量削減基本方針に定められた削減目標を達成するための「発生源別の削減目標量」や「目標達成の方策」を策定するものでございます。

それから「総量削減計画」とあわせまして、知事は「総量規制基準」を定めます。これは、総量規制の対象となる事業場、これはいわゆる大口の事業場になりますけれども、こちらの汚濁負荷の許容量を定めたものでございます。事業場の許容汚濁負荷量は、排水量、各事業場から出てくる水の量に「C値」と呼ばれる「業種毎の濃度基準値」を掛けて算出をいたします。このC値は、環境省が示した上限値と下限値の範囲内で各知事が定めることとされております。第8次のC値を設定するに当たりまして、当審議会での御議論をお願いしたいと思います。

2ページ目に東京湾に係る指定地域をお示ししております。東京都内は、町田市内の境川が相模湾に注いでおりますので、こちらの流域を除きまして、それから島しょ部を除いた都内全域が法律に基づく指定地域となっております。

続きまして、3ページ目にこれまでの都内の「汚濁負荷量の削減実績」をお示ししております。

す。昭和54年度の制度の開始以来、3物質ともに着実に削減が進んでおります。

4ページは、東京湾の流域にございます1都3県の都県別の汚濁負荷の削減の推移をお示ししたグラフでございます。各都県とも着実に汚濁の負荷は削減をされてきている状況でございます。

5～6ページに、東京都の内湾、一番奥の部分でございます。東京都が所管をしているエリアになりますが、東京都の内湾と都内を流れる河川、先ほど、類型の部分でも御審議をいただきましたが、河川の水質測定結果の経年変化をお示ししております。東京都内湾につきましては、CODの値は昭和50年代からほぼ横ばいの傾向が続いております。全窒素、全りんにつきましては変動はございますものの、おおむね緩やかに改善している状況でございます。

6ページの河川の状況でございますが、水質の指標となるBODは、下水道の普及とともに急速に改善してきた状況でございます。

以上、総量削減制度に係ります概要の御説明と、水質のデータ等の御説明をいたしました。このような状況を踏まえまして、第8次の新たな計画の策定を行うものでございます。

昨年12月に、中央環境審議会の答申がございまして、第8次の水質総量削減のあり方が示されたところでございます。そこでは、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくということが示されてございます。従来の総量削減は、きれいな海という、水質改善の観点で進められてきた施策に加えまして、生物の多様性の観点も加味されたものでございまして、東京湾については今後も水環境の改善を進める必要があるとされました。

本答申に基づきまして、国は資料8-3にございますとおり、「総量削減基本方針」を策定したものでございます。こちらは、9月30日付で公表されております。

資料8-3の1～2ページにかけまして、COD、窒素、りんのそれぞれの発生源別及び各都県別の削減目標量、これらが国から割り当てをされておりますが、この数値を記載しております。

3ページには「目標年度を平成31年度」とすること、「汚濁負荷量の削減の方途」、それから「水環境の改善に関し必要な事項」として、先ほど申し上げました、中央環境審議会の答申を踏まえた考え方が示されてございます。こちらの基本方針を踏まえまして、お手元の資料6に今回の第8次総量削減計画の案を作成し、お示ししております。

現行の第7次計画との違いが分かりやすくなるように、資料8-2に新旧対照表の形で7次と8次の計画の対比をさせました。

資料8-2をご覧ください。表の左の欄が第8次新規の計画（案）、右の欄が現行の第7次計画でございます。現行計画との変更点をアンダーラインでお示しをしております。基本的な構

成は現行計画と同様でございます。

2～3ページ目にかけて、COD、窒素含有量、りん含有量の順番に、都内の発生源別の平成31年度の削減目標量と、第七次計画の目標年度である平成26年度の削減目標量の違いをお示ししております。第8次計画の削減目標量は、いずれの項目につきましても26年度実績値より改善した値を設定をしております。26年度の実績と比較いたしますと、いずれの物質でもわずかな改善と思われるかもしれませんが、都内の汚濁負荷の大部分は下水の処理水でございます。これまで下水道の普及が進んできた結果、区部で概成100%の普及率、多摩地域におきましても99%以上の普及率となっておりまして、今後、下水道の整備によって汚濁負荷の大幅な改善が見込めない状況になってございます。そして、これまで人口増加のトレンドが続いておりますが、目標年度の平成31年度に向けても人口増加が続きまして、処理水が増加していくことが予想されます。

よって、これまでの下水道対策を継続する状況では、汚濁負荷が増加する可能性がある中で、その改善の見込みは数字的にはそれほど大きなものにはなってございませんが、この間、さまざまな既存施設の改修や高度処理等の導入などの取組によりまして、改善を進めていく案としております。

なお、表1の注意書きにお示しをしておりますが、下水処理水のうち、家庭や事業場から受け入れる排水を「生活排水」、工場等から受け入れる排水を「産業排水」に分類をして記載しております。

また、「その他」の区分ですが、こちらは畜産、農業、漁業関係の施設からの排水、それから森林や田畑に由来する特定の事業所からの排出ではなく、非特定の面的な汚染源からの汚濁負荷が該当いたします。

次に、4ページからの「2 削減目標量の達成の方途」をご覧ください。

下水道の普及がほぼ100%に達しました中で、今後の都内の汚濁負荷の削減に向けた重要な取組といたしまして、下水道の高度処理化の推進等を進めることを始めとして、取組の内容を記載しております。

まず「ア 下水道の整備等」におきまして、現行の計画までは表4に目標年度の下水道整備目標をお示ししてきましたが、下水道の普及がほぼ100%に達したことから、今回の計画では省略させていただきました。

第八次計画（案）の表4は「高度処理等導入目標」でございます。

「高度処理法及び準高度処理法等」と記載してございますが、高度処理法は窒素及びりん

の処理を目的に平成8年度から導入している処理法で、酸素を用いない嫌気処理と、酸素を用いる好気処理を組み合わせる窒素及びりんを削減していくものでございます。ただし、この処理法は通常の処理法と比べ電力の使用量が増えるため、電力使用を抑える効果がある「準高度処理法」が平成22年度から導入されております。

このような処理方法の導入を進めることにより、平成31年度には処理能力の52%がこの高度処理法または準高度処理法で占められ、処理能力が向上していくという予定となっております。

次に「(イ) 合流式下水道の改善」でございます。降雨の際には、下水道の処理能力以上の汚水が下水処理場に流入することがないように、汚水がまじった雨水の一部は、直接または処理場で簡易処理を経て、川や海に放流されます。これによる汚濁負荷は無視できない状況でございます。ただし、この汚濁負荷につきましては、1～2ページにお示しをいたしました削減目標量の中に計上されてございません。しかし、重要な課題でございます。雨水の一時貯留施設を増強するなどの取組によって、雨天時に川や海へ流入する雨水や汚水を抑制し、汚濁負荷の低減を進めてまいります。

次に「イ その他の生活排水処理施設の整備等」につきましては、これまで進めてまいりました下水道未普及地域における合併処理浄化槽の整備等を引き続き進めてまいります。

続きまして「(2) 産業排水対策」でございますが、こちらもこれまでと同様に、水質汚濁防止法や環境確保条例の対象事業場に対する立入指導等により、規制基準の遵守を図ってまいります。

「(3) その他の汚濁発生源に係る対策」でございますが、都内では農地が減少するなど汚濁負荷全体に占める割合は小さい状況でございますが、現行の第7次計画に示した政策を引き続き進めて汚濁負荷の削減を図ってまいります。

「3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」につきましても、引き続きお示しをいたしました施策を行ってまいります。なお、今回は中央環境審議会の答申で「きれいで豊かな海」という観点が見られましたことから、現行計画では「水質の改善」となっている部分を「水環境の改善」のように文言を整理し修正を行っておりますが、従前から生物多様性という観点も含めた取組が都においては行われており、引き続きこのような取組を続けてまいります。

削減計画案に関する御説明は以上でございます。

続きまして、総量規制基準の設定につきまして御説明をいたします。資料7に新たな総量規

制基準案をお示ししておりますが、まず資料9-1、補足資料（その1）の御説明をさせていただきます。

資料9-1の1ページをご覧ください。

「総量規制基準」は、1日当たりの排出量が50m³以上の大口の事業場に対して定められました汚濁負荷量の許容限度でございます。総量規制基準の算式を1ページ目にお示しいたしております。若干、専門的になりますが、総量規制基準、すなわち許容限度「L」と表記してございますが、こちらはCOD、窒素、りんそれぞれについて定めますが、知事が業種別、物質別、そして特定施設の設置の時期に分けて定める「C値」と呼ばれる係数に、事業場の排出水の水量であります「Q」を乗じて算出をいたします。

ただいまC値は特定施設の設置時期ごとに設定をすると申しましたが、1ページの下の方に、設置時期によるC値の区分をお示しいたしております。例えば、窒素の場合、平成18年に設置した施設からの排水はC_{ni}というC値が適用されます。一番下の欄のところでは、「n」は窒素のn、「i」は設置時期を表すものでございます。このC値は汚濁負荷の削減を推進するために、総量削減計画の策定とあわせて見直しの検討を行っております。

2ページに見直しの考え方についてお示しをしております。

知事がC値を設定する際には、平成28年9月5日の環境省告示に示された範囲、すなわちC値の上限値と下限値の間で知事がC値を定めることとなります。

なお、国はこれまで総量規制方針の改定のたびにC値の範囲を見直しております。C値は、先ほど御説明いたしましたとおり、項目がCOD、窒素、りんと3種類を対象としてございますが、それぞれにつきまして全部で215の業種ごとに、施設の設置時期に分けて設定をしております。都内には現在、28の業種が実際に存在してございますが、存在しない業種、実際に事業場が存在しない業種区分も含めまして215全ての業種についてC値を設定しております。

C値の見直しの考え方ですが、これまでのC値の見直しは、これから御説明をいたします考え方に基づいて行ってまいりました。まず、各事業場から報告されます排水中のCODの測定値を整理いたしまして、経時変化や推移等の状況を確認しております。その結果、将来にわたって安定して現状と同等以上の水質が見込まれる業種のC値を見直します。また、国が上限値を見直した業種につきましては、都のC値が国の上限値を上回らないように、当然のこととでございますが、見直しを行います。

今回のC値の見直しについて、これまでの見直しの考え方を踏まえまして、以下のとおりとしております。

都内の対象事業場の測定値を確認いたしました結果、排水の実態等が見直し対象となるレベルの業種はございませんでした。次に、国は今回、C値の上限値の見直しを行っておりますが、その結果、し尿処理業のりんの含有量につきましては、国の上限値が見直されたことに伴いまして、都のC値が国の上限値を上回ることとなりました。その他の全ての業種につきましては、改正後の国の上限値と比較して、同じかそれよりも厳しい値となっております。このし尿処理業のりん含有量につきましては、国の上限値に見直した場合、当該事業者が特段の措置を講じる必要が生じる状況ではないということを確認しております。

以上によりまして、今回、し尿処理業のりん含有量のC値の部分を見直し、その他の業種のC値を据え置くことといたしたいと存じます。

続きまして、資料9-2に東京都の第7次現行計画のC値と、第8次のC値を整理いたしました。あわせて「第8次におけるC値の幅」の欄に、国が定めますC値の上限値と下限値をお示ししております。

都内に存在する事業区分につきましては、「整理番号」と「業種その他の区分」の欄に網かけをしております。本年9月に、告示により国がC値の幅を見直しました箇所につきましては、斜めの車線で網かけをしております。

先ほど御説明をいたしました、し尿処理業のりん含有量のC値につきましては、資料9-2の49ページの223番をご覧ください。「し尿処理業」のC値を、現行では「6」になってございますが、これを「5」に見直しました。この「5」という数値は国の上限値でございますが、その他の業種のC値は据え置くものでございます。

なお、第7次計画の際におきましては、資料9-1の2ページの最後に〔参考〕としてございますが、「○都内に存在する1業種」と「○都内に存在しない2業種」につきまして、このC値の見直しを行っております。国が上限値を見直したことによって、都のC値がこれを上回るため見直した2業種と、国の上限値・下限値の見直し及び排水処理の実態等を踏まえまして、C値の見直しを図った業種が1業種ございました。

このような考え方にに基づき、各業種につきましてまとめたC値の案が資料7でございます。各業種ごとに、COD、窒素、りんの順番にC値をまとめてございます。

雑駁でございますが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○古米水質土壌部会長 どうもありがとうございました。

総量規制ということで、CODの有機汚濁指標と、窒素、りんという富栄養化にかかわる栄養塩類の削減量、平成31年までにどこまで削減するのかを決めることが東京都に課せられてい

て、それに対してどう対応するかということで、生活排水と産業排水とその他があると。そのうち、産業排水絡みでいうと、下水処理場も含めて特定事業所なので、それぞれについて濃度と流量等を考えた負荷量算定のためのC値という概念があるので、その見直しをされた。それに対応して、東京都のC値も見直しをするということで、1つだけは、該当するものでは厳しくする必要があったというところと、あと事業所が存在していない業種に対して調整したものがあるというような内容で、産業排水については特定事業所の削減量をまた管理していくというような御説明だったと思います。

特に、資料8-2が前回の第7次の26年を目標にしたときの記載に対して、今度は31年、8次の目標である計画の案が対照的に書いていますので、これを見ながらどう新しい政策が打ち出されるのかということと、具体的なC値をどう設定するのかということが大事な点かなと思います。

何か御質問あるいは御意見があればお願いしたいと思います。大量の話なのでまず質問があったほうがいいかなと思います。

小河原委員、どうぞ。

○小河原委員 質問がちょっとありますけれども、これまで水質汚濁防止法ということなので、水質はデータで大体検討されるわけですけれども、それを今回は「水環境」という言葉に変わっていくということで、生物多様性であったりあるいは環境全体としてなかなか数値化しにくいものだけれども、そういうことを目標にしようという考え方が入ってきたというのは非常にいいことだなと思っています。

もう一つ、削減目標量で、これは前の御説明を聞いていくと結局、削減目標、りんに関しては3.7トンを目指したのだけれども、平成26年は3.8トンだから、これだけはちょっと達成できなかったということなのですよ。

○関水環境課長 そのとおりでございます。

○小河原委員 そういうことですね。それをさらに削減していこうということなのかなということですね。

もう一つ、し尿処理業の目標が第7次では6になっているのを今度の8で5にするということですが、第7次の際の環境省、国の目標はやはり6だったのでしょうか。つまり、ほかの項目は全て国の目標を下回って設定されていますよね。ここだけが少しぎりぎりと同じに設定されている理由は何かあったのでしょうかということです。

○関水環境課長 C値の設定に関しましては、国の審議会の中で様々な業種のデータをとり

まして、見直しを図っております。実際には事業場から出てくるデータを見て、その事業場、業種において実際に対応可能な範囲でC値が設定される流れでございまして、この業種は見直せるというところにつきまして、国が上限値・下限値の見直しを行ってございます。

○古米水質土壌部会長 今回の御質問の示唆されていることは、私が勝手に想像するに、国が示されていた第8次のC値が5になったので、5にしましたということに対して、それは問題であるということではなくて、その他の業種等を見ると、第7次のときには東京都は積極的に上限値ではなくて下限値でC値を設定している業種が多かったにもかかわらず、し尿処理に関しては比較的高い値をC値として設定されていたので、国のほうが上限値を下げたがゆえに、それに合わせて5になっているようにうかがえる。そうすると、第7次のときにやはり6で、6に設定されていたような経緯なのか、し尿処理に関しては他の業種と同じように、この場合だったら下限値2ですので、2に近いような値を積極的に導入できないような何か理由はあるのでしょうかというのが、質問の裏に隠れているように私は察しました。

○小河原委員 おっしゃるとおりです。

○関水環境課長 第7次の時にも一通りデータを確認した上で設定をされているかと思いますが、第7次の議論の際には、この業種は引き下げるには至らないという事情があったものと考えております。

○古米水質土壌部会長 いや、直接的に言うと、東京都内にあるし尿処理場で、要は2とか3とかということまでは対処できないし尿処理場があって、その事情を勘案されて国が許されている5ぐらいまでは許してあげないと、そこのし尿処理場が更新の予定もないことから、下限値を適用すると大変なので考慮しているのかどうかということかと思えます。

○関水環境課長 その年のデータを見た上での判断というものは、このような判断だったと考えております。

今回につきましては、データを確認しました結果、国の上限値の引き下げには対応できる範囲と判断しておりますが、それ以上の引き下げには至らない状況でございます。

○古米水質土壌部会長 こういう水質の削減というのは理想論を語るのではなくて、現実と適用できる技術とコストを考えた上で適切な対応を設定する必要があると。ただ、丁寧に見ると、ほとんどほかの業種は東京都が積極的に下限値を適用していて、一方でし尿処理場がどんどん減っているような大都市圏の場合には、そこに新しい投資をするというよりは、いかに別の方法でし尿対策をするかということですので、その点を十分御理解いただければいいかなと思います。

どうぞ。

○大前委員 資料9-2で、業種のところですが。網かけのところは東京都に存在するものであり、網かけになっていないところは東京都にはないという、そういうようなことをおっしゃったと思うのですが、もっと単純に、東京にない業種というのはもう国の下限値にしていると。そういう意味合いですよ。

○関水環境課長 おっしゃるとおりでございます。

○寺浦委員 今はし尿については、上限値を超えたところについては上限値ぎりぎりに変更した。ただ、国のほうがそれ以外の業種について基準値を変えたというのは何らかの意味があって変えていると思うので、基準値内にあるからそれでいいではなくて、やはり中身を見てそれに合わせて変更すべきところは変更するということを考えるべきなのではないかと思うのですが、その点については御検討はされたのでしょうか。

○関水環境課長 各事業場からの過去のデータの推移を確認をした上で、大幅に現行のC値との間に乖離があって、実際の事業場の水質が良好という業種であれば引き下げの余地があるかと思いますが、そこまでのレベルにはないという判断で、その部分はC値を据え置いたということでございます。

○寺浦委員 つまり、現状からするとそれ以上下げるのは難しそうなのでということですか。

○関水環境課長 例えば、新しい技術が導入されて大幅な改善の見込みがある状況であれば、そこは見直しも検討すべきかと思いますが、現行の処理方法が大幅には変わらないのであれば、ある程度、その現状を前提とした上での検討になるということです。

○古米水質土壌部会長 基本的に、国のほうで上限・下限というのは全国いろいろな状況がありますので、その業種に関するいろいろな技術が適用されていて、同じ処理プロセスだとしても適当に管理するかしっかり管理するかによって水質が違うわけですね。それを全国の処理施設の水質データ分布をとってあげると、異常なデータは除いて、上限これぐらいは通常達成できそうですねということと、一方で厳しくするとしてもこの程度までしか現在の技術ではまだ達成できませんねというのを決めたのが上限・下限です。5年おきの見直しにおいて、新しい技術が出ると上限のほう落ちてくるということもありますし、下限のほうも落ちてくる可能性がある。今回は、そういった見直しをした部分があった。そのときに、し尿処理場に関しては、端的に言えば、比較的上位のほうの運転管理状態のし尿処理場が東京都にあって、一応上限値が下がったので、そこまでは最低限頑張って運転・管理してください。それは全国でも同じような処理方式でその程度の処理はできるだろうというところをみなさ

れて、もっと低いC値を設定すると新規の処理技術を導入するというようなことが求められるので、東京都の場合はそういった状況にないというように御判断されたというような説明だと思います。

○関水環境課長 ありがとうございます。

○古米水質土壌部会長 済みません。現場を知らないので想像で言いました。

ほかに何か御質問・御意見をいただくといいかなと思いますが。私のほうからいいですか。

第8次では、生活排水が東京都の場合は非常に大きいので、そこに関する記述が非常に重点的になっているのと、先ほどお二人とも言われましたけれども、「水質」という言葉から「水環境」ということ、健全な水産業があるとか、あるいは水辺空間がよくなっているというようなどころも含めた形での対策方針という計画が書かれているというところが特徴かなと思います。

そういう点は、下水道の整備というのはハード対策ですので、それを積極的に進めていっておりますし、例えば、資料8-2の6ページ目のところに、合流式の下水道に関しても国のほうから努力するよという記載があるのに対して、雨水貯留施設を増強することによって雨のときに出てくる汚濁負荷量を削減するというので、東京湾の削減量をふやしますよという努力であるとか、できるだけ下水道に入らないような流出抑制をして、越流水量を減らすのだというよという記載も入っていて、非常に充実しているなと思います。

一方で、11ページが一番最後のページのところが、下水道のところも同じように雨水流出抑制だとか、浸透処理を頑張りますと書いているのですけれども、それは下水道サイドとして頑張るのですが、11ページの「(4) その他」というところは、それ以外のところでも雨水浸透ますだとか雨水貯留ということなので、これは家庭だとかあるいは事業場だとかいろいろところで積極的に行っていただくと同じように、下水道に水が入らないので流出抑制にもなって、結果として汚濁負荷削減量にもなります。

同時に「その他」にかかわるよな地表面の流出汚濁負荷量みたいなものも一部削減されるだろうということなのですが、重要性がある割には「その他」というおまけみたいな項目に記載されています。前半ではかなり積極的に頑張るという雨水浸透のところと、「その他」という場所に書かれるには、もう少し上のほうの「(2) 監視体制の整備」なり、「その他」じゃない、汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項ぐらいにぜひ記載箇所を格上げしていただいて、下水道以外のところでも頑張るぞと。特に、昨年出た雨水利用促進の方針も閣議決定されたので、東京都は先駆的にやるぞということを絡ませながら、汚濁負荷量の削減を

頑張ると。それは、合流式下水道の施設を持っている東京都ならではの施策であるというように、東京らしいのではないかなというように思います。

もう一つは、先ほどの11のところは上手に書いていて、「水使用の合理化及び再利用を推進する」というのは、そのまま出ていった排水が再利用されるとその分だけ汚濁の排出削減がなされます。水が循環しているので今まで出ていった汚濁負荷量は、再生利用すると減るのです。その削減量を意識して書かれているのですけれども、下水道のほうはいま一步、高度処理をするというところがメインで、再生水利用することによって、結果として排水量が減ります。きれいな水にするのではなくて、処理水を再利用して排出さないということは結果として汚濁負荷削減量になるので、再生水の利用を進めること自身も実は汚濁削減に効果があると考えべきです。そういった記載も下水道だとかあるいは削減目標のところにも書かれるなど、「その他」のところにも書いてあるこの内容がもっと重要な場所での記載が抜けているように感じます。

以上、2点です。

○関水環境課長 ありがとうございます。

御指摘を踏まえた形で記載の充実を図りたいと思います。

○小野委員 ちょっともう一点よろしいでしょうか。

○古米水質土壌部会長 どうぞ。

○小野委員 ちょっと私の理解が足りていないのだと思うのですが、「(イ)合流式下水道の改善」という6ページのところです。ここを削減しても、この割り当てられた汚濁負荷量の削減目標とはまた別枠という理解でよろしいのですか。

○関水環境課長 個々の事業場からの排水であれば、生活排水や産業排水に区分して定量的に捕捉できるものです。

先ほど申し上げた「その他」の区分に含まれます農地など特定の事業場ではない汚濁発生源につきましては、一定の計算式に基づいて、都内でどの程度の汚濁負荷が発生して、最終的に東京湾に流入するの値が計算されるのですが、合流式下水道からの負荷につきましては、そのような計算式に含めて考えることが難しいため、定量的には含まれていないということです。ただし、現実として負荷であることは間違いはないものなので、合流式下水道についても改善を図っていくものでございます。

○小野委員 私の質問はまさに難しいとおっしゃったところなのですが、ざっくりとでも合流式下水道からどれぐらい負荷があるのかということを知りたいなと思ったのです。という

のは、そちらが大きいとアピールポイントにもなるのかなと思います。例えば、CODだと今は46トン/日というのが目標なのだけれども、合流式下水道の負荷もその何分の1ぐらい大きいのか、に興味があります。目標には与えられていないけれども頑張っていること、寄与が大きいものについても見ているというアピールができないかなと思ったのです。ですので、合流式下水道の負荷は総量に比べてどれぐらいでかいのかなというのが分かっていたら教えてくださいという趣旨でした。分からないというお答えだったのですけれども、ざっくりでもいいから、ここの場のみの共有でよいので数字を示していただけると、アピールになるのかなどうかを判断できます。アピールになるのであれば、そこも目標値ではないけれども、きちんと力を入れているよという書き方ができるのかなと思ったところです。意味は伝わりましたでしょうか。

○関水環境課長 御趣旨は十分、分かりましたが、御指摘の部分を、今この場で数値でお示しできるものがございません。ただし、負荷として削減をすることが非常に重要であることは間違いございませんので、明確に示す必要があることから、盛り込んでございます。

○古米水質土壌部会長 下水道分野からもオブザーバーの方がおられるので、御意見を聞いてもいいのかなと一瞬思いましたが、私の知っている限りでお話しすると、私自身は計算したほうがいいと思います。環境省でこの議論をしたときも、合流式下水道の改善の取り組みを推進するところというのを積極的に入れてくださいと言い続けてやっと明記されてきたので、ある意味、下水道のところではただ努力するというのではなくて、具体的な雨水流出抑制などの対策が出ていることはよいことです。

しかし、削減量の定量化が困難です。どういうことかということ、事業場のほうは水量もはかるし、同じように水質もはかるので、水質汚濁防止法上、管理されているので非常に精緻な値で負荷量が計算できますよね。産業排水も同じようにやる。地表面から出てくる負荷量というのは原単位法と言って、市街地からはこんなもの、農地からはこんなものみたいに面積当たりで負荷量が計算されています。原単位としては非常にいい方法なのだが、それが正しいかどうかというと、場所場所によって変わってくるわけです。ただ環境省から示された数値があるのだけれども、雨が降ったときのイベントというのは、先ほど言われたように、雨が降るたびに流出が変わってくる現象なので、厳密には定量はできない。少なくとも可能性としてあるのは、雨天時下水の貯留量がこれだけふえたので、きっとこの程度は削減できたということは、少なくとも原単位法で計算するよりはいいレベルで表現できる。ただ、総量の議論と、これだけ減らすことができましたという議論は同じ土俵にのせてしまうとなか

なか分かりにくいですね。下水道分野からの雨が降ったときの汚濁負荷の総量はこれだけあって、そのうちこれだけ削減できましたということが必要です。単に削減量だけ示してしまうと、他の分野からは、どれだけ出していますよ、削減した後ここまで下げますよという議論との整合性をとることが難しいので、簡単にはいかないと思います。今後の方向性としては、具体的な定量化した削減の数値を入れないとインセンティブにも働かないし、言いかえると分からないのだったらどこまで分かるかをしっかり調査をさせるような動きにもなりません。この問題は、環境省と国土交通省が関係していることからどのように国レベルで調整できるかは分かりませんが、難しゅうございますので、それはぜひ東京都で積極的にやっていただくということは魅力的です。今回の第8次での記述は難しそうだと思いますけれども、例えば、11ページ目の「(2) 監視体制の整備」の「(3) 調査研究の推進」の中に、「東京湾の水環境を改善するために必要な調査研究を実施する」プラスアルファ「雨天時汚濁の汚濁負荷量を定量化する調査研究を行う」などに入れていただくと、非常に全国的にもレベルの高い計画になるかなと思います。調査は大変だと思うのですが、検討いただくだけで十分かなと思います。

○関水環境課長 ありがとうございます。

その点はまさしく大きな課題だと認識をしておりますので、これからも関係局と連携をして、どのような捕捉なり対応が可能かということを引き続き考えてまいりたいと思います。

○古米水質土壌部会長 ほかにいかがでしょうか。私からいいですか。

資料8-3というのは東京湾全体の国から出てきた方針ですよ。その3ページ目に書いてあることに対応して、東京都がどうやるのかというところが問われている。そうすると、目標年度は正しいですし、汚濁負荷量の削減方針についても対応がとれていて、「4. その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」という最後のところは、干潟の話が書いてあったり、いわゆる藻場、漁獲みたいな話と、溶出の話と、貧酸素水塊の話と、生物共生型護岸だとか民間等との連携、仕組みづくりみたいなものが書いてありますね。そういった点は今回の資料の中にはどこを見ると出ているのかなと。めくっていくと、9ページ目の「(4) 普及及び啓発等」のところが連携をしましょうというようなところの記載になるのでしょうか。

○関水環境課長 そうですね。普及啓発のところの記載も若干充実はさせましたが、基本的には第8次の国が示しました方針で、新たに示された「豊かな海」という部分につきましては、水質の保全や水質の改善というこれまでの表現を、これらを含めた「水環境の改善」という

表現で、より広い概念を表した点が重要かと存じます。

○古米水質土壌部会長 例えば、「低酸素水塊を発生する原因の一つとなっている窪地」みたいなところは、特段この中に溶出の議論が追加されていましたがけれども、こういったところの記載は入らないのですか。

○関水環境課長 今、御指摘のございました部分に関しましては、千葉県側でそのような状況があると認識をしておりますが、都内におきましては、現在、特段そのような状況がないものですから、特に記載はしてございません。

○古米水質土壌部会長 分かりました。

ということで、数値的なところは比較的分かりやすいのでいいと思うのですが、その他のところが第6次から7次、8次とどんどん充実する方向にあるので、それに対してできるだけ東京都らしい記載があるのがいいのかなと思いましたが、ちょっと質問させていただきました。

どうぞ。

○寺浦委員 やはり東京都は非常に居住者の都民の数が多いので、数値を見ても生活排水に対する取り組みの重要性というのが大きいかと思うのです。それとの関係で、もちろん生活排水体制として記載をいろいろいただいているわけですが、やはり一般家庭における、資料8-2で言いますと、7ページの「(ウ) 一般家庭における生活排水対策」であるとか、その後の、先ほど話に出ました9ページの「(4) 普及及び啓発等」。このあたりを充実というのも非常に重要なところなのかなと思うのですが、ここについて、一つは質問として、7ページの(ウ)の記載で、1段落目と2段落目で、1段落目の途中で「家庭でできる雑排水対策についての普及及び啓発を図る」という文言があると。第2段落においても「一般家庭等において取り組める生活排水対策の普及啓発を行う」となっているのですが、ここで言っている雑排水と生活排水というのは違うのかどうかというのが、ちょっと私の中で疑問だったのが一つ。

それから、ここはその普及啓発なのですが、それ以外に何だかもっと積極的な取り組みとかを何か考えられないかというのも、何かあれば非常にやはり東京都としてこれだけの住民を持っている中で先進的に取り組むべき必要があるところかなと思いますので、意義があると考えますがけれども、この点はいかがでしょうか。

○関水環境課長 ここの(ウ)の記載につきましては、後段の「また」以下のところは下水道整備地域においても、例えば天ぷら油とかそのまま排水溝に流してしまうのではなくて、

回収したり、紙で吸い取ってから処理をしてくださいというような、身近な工夫で取り組める方策を、パンフレットやホームページで発信をしていくところが中心でございまして、前段は主に下水道の未整備地域を念頭に置いた記載ということです。

○寺浦委員 下水道でも100%整備されたというのがあったので。

○関水環境課長 ごく一部ではございますけれども、まだ下水道が普及していない地域もあることから、このような地域における負荷の削減にも取り組んでいくということでございます。

○古米水質土壌部会長 今の話だと、下水道が99%で、残り1%のところも合併浄化槽も入っていないところがある。

○関水環境課長 合併処理浄化槽は順次、引き続き推進対策として推進しております。

○古米水質土壌部会長 今の説明で言うと、生活排水として合併浄化槽まで入れておくと、汚水対策はできている。それと、合併浄化槽さえも入っていないところのためにこの5、6行があるという意味でいいのですね。し尿処理場が残っているということは、そういうところはある。合併処理浄化槽が入っていない証拠ですから、東京都にも残っているのですけれども、その比率は非常に低いのでしょうか。99.何パーセントぐらいはもう、下水道か合併処理浄化槽かが入っていて、それ以外のところにし尿処理場がある限り。

○事務局 河川規制担当の加藤と申します。私から御説明させていただきます。

7ページの(ウ)のところですが、前段につきましては、区部が概成100%、多摩では99%の普及率と言いましても、下水道が接続されていない御家庭等はまだございます。このような御家庭において合併処理浄化槽は着実に増えていますが、まだ単独浄化槽も残っています。このような御家庭につきましては、単独浄化槽で処理できない雑排水の部分、雑排水というのは、人間の生活に伴い生じる排水のうち、し尿を除いた部分についてですが、台所や洗濯などの雑排水については単独浄化槽の御家庭では処理できないので、そこをいかに減らしていくかということが公共用水域の水質浄化のために必要になりますので、御家庭でできる取組の普及啓発を図っていこうという意味でこの記載をしております。

○古米水質土壌部会長 だから、量的には東京都の場合は非常に少ないのですよね。

○事務局 非常に少ないのですがゼロではないので、微々たるものではございますが、できる対策をやっていただこうという意味で記載しております。

○古米水質土壌部会長 要は、生活排水というのは、し尿と生活雑排水という2つに分かれていて、どこもみんな必ずし尿処理場があったり単独浄化槽があったりするのだけれども、生

活排水を整備されていないところでの、下水道に接続していないか合併処理浄化槽を持っていないおうちは、生活排水がある意味そのまま自然に流れている。それを減らすためには、単独浄化槽のおうちを合併浄化槽にするとか、あるいは接続するとか。ということがあるので、それができない間、ぜひ雑排水について対策をしましょうねということが、全国的には言われていて、東京の比率は少ないのだけれども、ゼロではないので書かれている。

○寺浦委員 なるほど。

○古米水質土壌部会長 ということですね。

○関水環境課長 はい。

○古米水質土壌部会長 そういう意味においては、浄化槽のほうの動きでいうと、浄化槽自身の維持管理をしっかりしないと、浄化槽法はできたのだけれども、下水道法でコントロールされている排水基準に比べて、浄化槽のほうは少し高いのですね。同じにしようという議論もあるのだけれどもね。

そうすると、もし浄化槽の比率がほとんど1%もないか分からないけれども、その管理をしっかりしていただくというようなことだとわかりました。なお、地方に行くと、浄化槽の管理を各家庭でやるのではなくて市町村管理の浄化槽をふやしていきましょうという動きもあるので、その浄化槽自身のほうの管理をしっかりしましょうねという記述があってもいいのかも分かりません。保守点検の徹底を図るとというのが浄化槽の整備のところの2行目に書いてあるのです。もう書いてあるといえば書いてあるのですけれどもね。

ほかに何か。今後も削減目標量は少ししか下がりませんが、ほとんど下水道が頑張っている量で、産業排水系はほとんど頑張っているんで余り変わらないで、「その他」も変わらないのだよね。

○関水環境課長 はい。

○古米水質土壌部会長 原単位法だから、土地量が変わらない限り。なので、本当は「その他」のところの汚濁負荷量の調査していただいて、東京都がやっているのはこうですよと示すとよいかと思います。そうすると、道路の清掃をこんなに頻繁にやりましたとか、道路清掃をしましたとかあるいは農地のほうで整備をこんなにいろいろ頑張っている。農地は余り東京にないかも分からないけれども、頑張っていると原単位としてはこれだけ減るので、よくなりましたみたいな形になると理想的ではあります。そうしないと、パブコメに出したときに、何だ、もう削減できないのではないのとみんな思いますよね。10年前まではこうぐっぐと下がってきたけれども、ここ10年は少ししか下がらないし、先ほど御指摘のあった負

荷削減するつもりだったのだけれども、人口が想定以上にふえてしまったから、削減を頑張っていたのだけれども人口がふえた分出てきてしまうので、結果として削減量を達成できな
くということになります。なかなか難しいところです。

何かほかに御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

こういった整理をされたとき、もう計算ができていますので、要は、生活排水のほとんどは
下水道で、ある意味、下水処理場ごとにどれだけ出ているかも分かるし、産業排水も産業区
分別にどこから出ているのかというデータはあるわけですね。

○関水環境課長 そうです。

○古米水質土壌部会長 それをオープンにしてみると、あそこの工場がたくさん出してい
るのだとか、あそこの汚水処理場がたくさん出しているのだという話になって、余りいいこ
とではないのね。

○関水環境課長 おっしゃるとおりです。都内は決して工場が多いわけではございませんの
で、1業種1工場というようなところもございます。

○古米水質土壌部会長 そうすると、特定できてしまうわけですね。

○関水環境課長 はい。容易に特定できるものはございます。

○古米水質土壌部会長 そうですね。今思ったのは、みんなにより多く状況を知ってもら
うことが私は大事ななと思っていて、悪者探しではなくて、今こういう状態ですよ。こんな
に頑張ってきていますよ。だけれども、東京湾の水質や水環境改善はなかなか難しいですね
というような。東京都の下水道はすごく頑張っておられるので、頑張っていますよというの
が分かるよくて、そう考えてくると、人口当たりでの負荷量削減量で比較してもっと削減
できそうな地域を見出すなど、どこでどう頑張ると東京湾全体にとってメリットがあるかを、
みんなが上手に理解できるようなデータの示し方というのができるといいかなと思っています。
す。

今言ったのは資料の8-3で、環境省から9月30日に出た文書を見ると、生活排水が一番たく
さん出ているのだというのが分かって、産業排水はこうです。でも過去から見ると、産業排
水は一生懸命下げてきてもうほとんど変わらなくて、減らせるのは生活排水ですよという5
年間の間ね。このように理解ができますよ。だけど、まだ無視できないレベルで減り続けら
れると。

埼玉県は4トン減らしていますよというか、今、頑張っています。東京はもう1トン削減な
のでいっぱいいっぱいですと。だけれども、どこがどう頑張っていて、さらに頑張れるとこ

ろはどこなのかということが分かるようにすると、何か東京湾全体で頑張りましょうという話になります。東京都の計画をつくるのだけれども、東京都とほかの県とのつながりでどうみんなで頑張っていこうかねというようなメッセージを東京都から出せないのかなと思います。東京都の計画はつくるのだけれども、東京湾周辺自治体との連携の中でというような考え方で東京の計画があるのですよ。例えば、この5年間に隣の県に早く処理場を整備することに東京都が財政支援することはできるとは思わないけれども、効果的で効率的な削減のための連携意識も出てくるし、他の県で行われている市民啓発の話だとかもお互いに共有しながら連携強化するというようなことがあってもいいかなと。余計なことを言ったかも分かりませんが。

ほかに何か御質問がなければ、ほぼ皆さんの御意見も出ましたので、基本的にきょうお示ししていただいた資料の6と7ですかね。

○関水環境課長 はい、そうです。

○古米水質土壌部会長 ですよ。これが東京都の内容で、パブコメに出るのはどのようになるのでしょうか。

○関水環境課長 計画案と基準案に対するパブリックコメントを募集いたしますが、これらの資料だけを公開しても分かりませんので。

○古米水質土壌部会長 分からないですよ。

○関水環境課長 お手元の資料でいいますと、資料9の。

○古米水質土壌部会長 1ですか。

○関水環境課長 1ですね。規制基準の見直しの考え方。それから、資料8-1の制度の概要やこれまでの経緯も含めて解説した資料とあわせて計画案と基準案を公表したいと思います。

○古米水質土壌部会長 ということですね。

○関水環境課長 はい。

○古米水質土壌部会長 ということで、多くの人に見ていただいて、見ていただくこと自身で意識が変わることも大事なので。

では、今回のいろいろ御審議・御意見いただいた内容を踏まえて、この基準案及び資料、パブコメに出す資料等を作成、整理いただくということでお願いしたいと思います。

それでは、先ほどパブコメ向けの話もしましたけれども、今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○関水環境課長 はい。

今後のスケジュールにつきましては、資料10に「総量削減計画等に係る今後のスケジュール」ということでお示しをしております。11月からパブリックコメントを募集したいと思っておりますが、パブリックコメントの結果を踏まえて部会で再度、答申案の御確認をいただきまして、本審議会で御答申をいただきたいと存じます。その後「区市町村長への意見聴取」、それから「環境大臣への協議」を経まして、「6月」と記載がございますが、おおむねその頃を想定しておりますが、「総量削減計画の公告」と「総量規制基準の告示」を考えております。

当然、パブリックコメントを募集する前に、本日御審議をいただきました点を踏まえまして、計画案等を修正し、委員の皆様への御確認をいただきました上で、パブリックコメントに入りたいと思っております。

○古米水質土壌部会長 今後のスケジュール等の御説明をいただきました。

何か御質問はございますか。よろしいですか。

○寺浦委員 資料11のほうはどうですか。

○関水環境課長 資料11は、先ほどの類型指定を含めましたスケジュールでありまして、類型指定、それから総量削減計画ともパブリックコメントを経まして、まず部会におきまして答申案の御確認をいただきたいのですが、2月3日の15時から本審議会のお時間の確保をお願いしてございますので、できましたらその直前、同じ日の2時ごろに、部会で答申案の御確認をいただければと思っております。御多忙のところ、大変恐縮ではございますが、日程の確保をいただければ幸いです。

○古米水質土壌部会長 ということでございます。

要は、きょうの議論を踏まえてパブコメを行うということです。それを受けて御意見をいただいた上で、2月3日の部会のほうで最終確定をして、総会のほうの答申案とすると。それで部会に報告をして決めると。その後、さらに区市町村の方々に聞くという手順になるということになろうかと思えます。

何か、全体を通じて御意見・御質問があればお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了となりますので、これにて事務局のほうに戻したいと思います。

○藤本環境政策課長 長い時間にわたりまして御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

次回、部会が2月3日、それから総会も2月3日に行いたいと思いますので、近づきましたら正式に御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第2回「水質土壌部会」を閉会いたします。本当にありがとうございました。

○関水環境課長 どうもありがとうございました。

○古米水質土壌部会長 ありがとうございました。

(午前11時43分閉会)